

九州厚生局の主な業務



医療

>> P 7

わが国の医療保険制度の特徴

医療保険制度の健全な運営・適正化のために

安心・安全な医療サービスの提供のために



年金

>> P10

わが国の年金制度の特徴

年金制度の円滑な運営のために

年金記録の記録訂正を求める方のために

被保険者等の権利・利益の救済を図るために



健康・福祉

>> P13

誰もが安心して暮らせる

健康福祉サービスの基盤整備等のために

住み慣れた地域で安心して自分らしい生活をするために

食の安全・安心の確保のために



麻薬取締

>> P16

薬物汚染のない健全な社会の実現のために

わが国の医療保険制度の特徴

■ 国民全員を公的医療保険で保障【国民皆保険】

すべての国民が何らかの医療保険に加入

- ▶ 会社員、その被扶養者など 健康保険制度
- ▶ 公務員、その被扶養者など 共済組合制度
- ▶ 自営業者、無職者、その家族など 国民健康保険制度
- ▶ 75歳以上の者 後期高齢者医療制度

■ 患者が保険医療機関等を自由に選択【フリーアクセス】

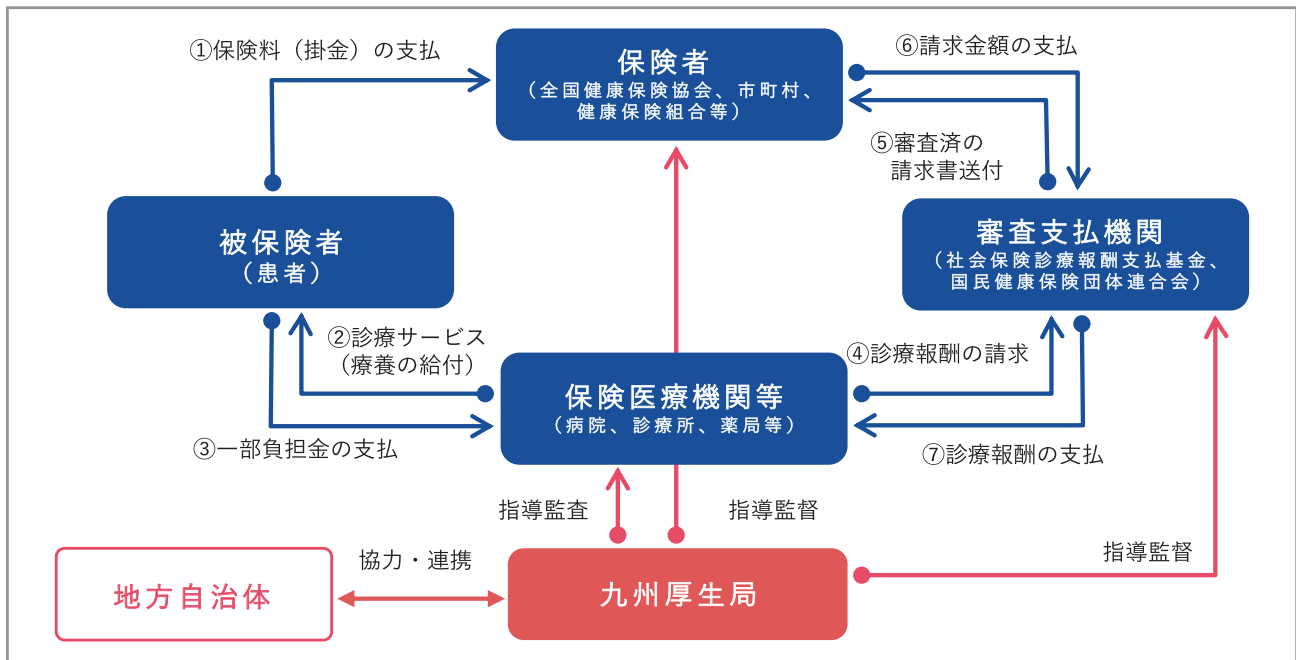
いつでも、誰でも、全国どこでも、保険医療機関等を受診できます。

保険医療機関等とは

厚生労働大臣の指定を受けて、国民健康保険や健康保険などの医療保険に加入している被保険者やその家族に対して保険診療を行う病院、診療所及び調剤薬局などをいいます。

■ 軽い負担で高度な医療

患者は一部負担金のみで診療を受けることができます。



▲ 保険診療のしくみと九州厚生局及び保険医療機関等との関係

保険医療機関等が提供する診療サービスのうち、医療保険制度の対象となる診療を保険診療といます。保険診療の対価は、被保険者（患者）が一部負担金を支払うほか、保険医療機関等の請求に基づき、保険者（保険制度の運営者）から診療報酬が支払われます。

保険者が支払う診療報酬は、審査支払機関で審査を受け、適正な請求と認められたものに対し、審査支払機関を経由して保険医療機関等に支払われます。

医療

医療保険制度の健全な運営・適正化のために

九州厚生局は、医療保険制度の健全な運営・適正化のために、次のような業務を行っています。

担当：指導監査課・各県事務所

- 保険医療機関等及び保険医等に対する指導
- 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録
- 保険医療機関等の施設基準等に関する届出の受付・処理
- 柔道整復師及びはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術に関する受領委任契約の締結・登録



保険医療機関に対する集団指導

担当：管理課

- 社会保険診療報酬支払基金支部の監督
- 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者等が行う業務等に対する助言・指導

担当：保険年金課

- 健康保険組合の認可、指導監督
- 全国健康保険協会支部の行う業務の認可、検査

担当：調査課

- 医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理に関する業務

九州地方社会保険医療協議会

社会保険医療協議会法に基づき設置された機関で、保険医療機関・保険薬局の指定の取消し及び保険医・保険薬剤師の登録の取消しなどを審議する「総会」と、保険医療機関・保険薬局の指定を審議する「部会」で構成されています。

担当：企画調整課



九州地方社会保険医療協議会総会の様子

安心・安全な医療サービスの提供のために

医療

地方厚生局

九州厚生局

九州厚生局の主な業務

所在地・連絡先

九州厚生局は、安心・安全で質の高い医療サービスが提供されるために、次のような業務を行っています。

担当：医療課

- 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査

担当：医事課

- 医療安全に関する業務
- 地域医療構想の推進、災害医療、医師の偏在対策
- 再生医療等の安全性の確保
- 臨床研究法の届出に関する業務
- 医師・歯科医師臨床研修、看護師特定行為研修の適正な実施体制の確保
- 医薬品等の製造業等の許可及び取締り
- 医療観察法における継続的かつ適切な医療の確保



医療安全に関する講演

医療安全に関するワークショップ

厚生労働省では、安全で質の高い医療を実現するため、平成13年度から、毎年11月25日（いい医療に向かってGO）を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全に関する各種の普及啓発活動を行っています。

この一環として、九州厚生局では、毎年「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。このワークショップは、医療機関の管理者や医療安全管理担当者等を対象に、医療従事者の医療安全に関する認識や理解を深めることを目的としています。

担当：医事課

地域医療構想

今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要があります。

こうした観点から、各地域における2025年の医療需要と病床数の必要量について、医療機能ごとに推計し、「地域医療構想」として策定してきました。

今後は、新たな地域医療構想として、85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、各構想区域において、地域の実情に応じた、効率的で質の高い医療提供体制を確保するための議論の活性化を図る取組を実施していきます。

担当：医事課

年金

わが国の年金制度の特徴

■すべての国民は公的年金に加入（国民皆年金）

すべての国民は、次の公的年金制度に加入します。

- ① 国内に住む20歳以上60歳未満の人（③を除く）・・・国民年金
- ② 会社員、公務員など・・・厚生年金保険（※）
- ③ 会社員、公務員などに扶養されている配偶者・・・国民年金

※ 厚生年金保険に加入する人は、同時に国民年金にも加入します。

■3つの安心で予測できない将来を保障

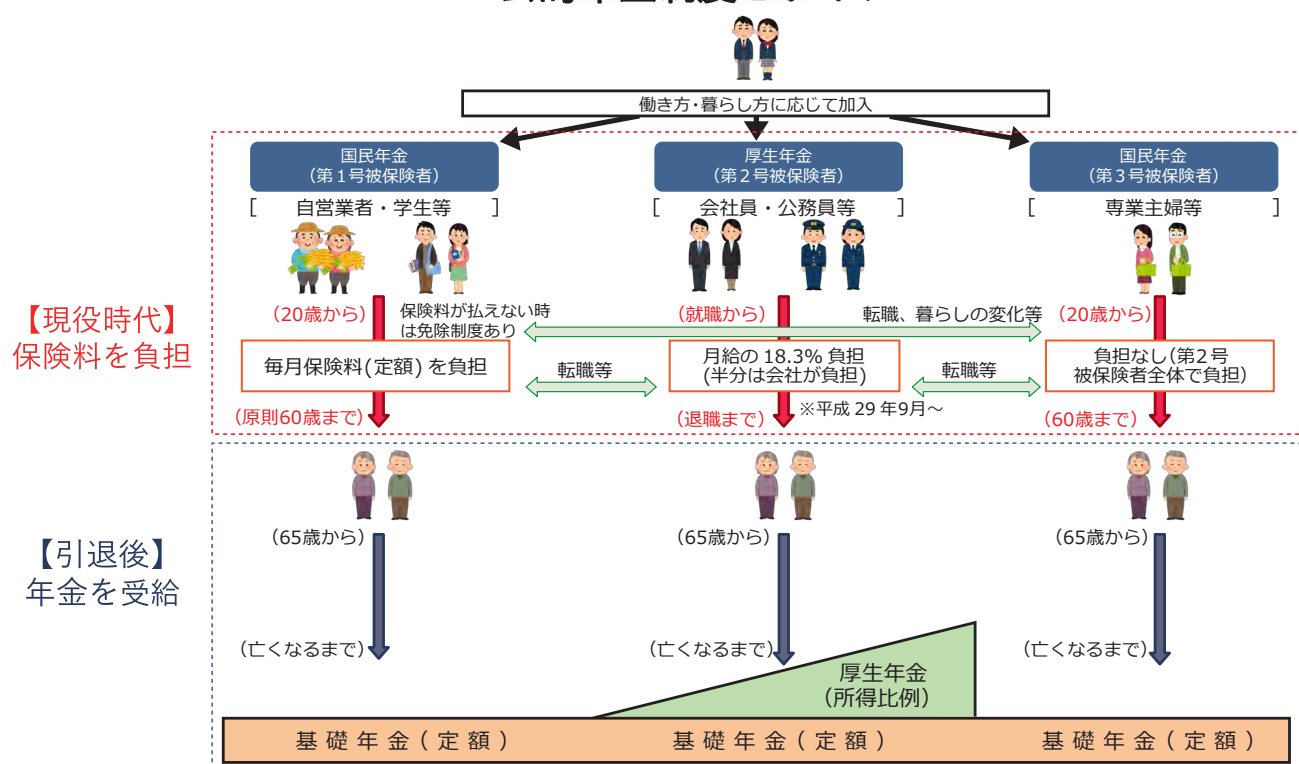
公的年金は、自立した生活が困難になるリスクへの備えです。

- ① 高齢になったとき・・・老齢年金
- ② 重度の障害を負ってしまったとき・・・障害年金
- ③ 一家の働き手が亡くなってしまったとき・・・遺族年金

■世代と世代の支え合い

公的年金制度は、いま働いている世代（現役世代）が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てています。また、保険料の積立金や税金も財源となっており、国が責任を持って運営しています。

公的年金制度とライフコース



年金制度の円滑な運営のために

年金

地方厚生局

九州厚生局

九州厚生局の主な業務

所在地・連絡先

九州厚生局は、年金制度の円滑な運営のために、次のような業務を行っています。

担当：年金指導課

- 日本年金機構が行う保険料の滞納処分、事業所への立入検査等の認可

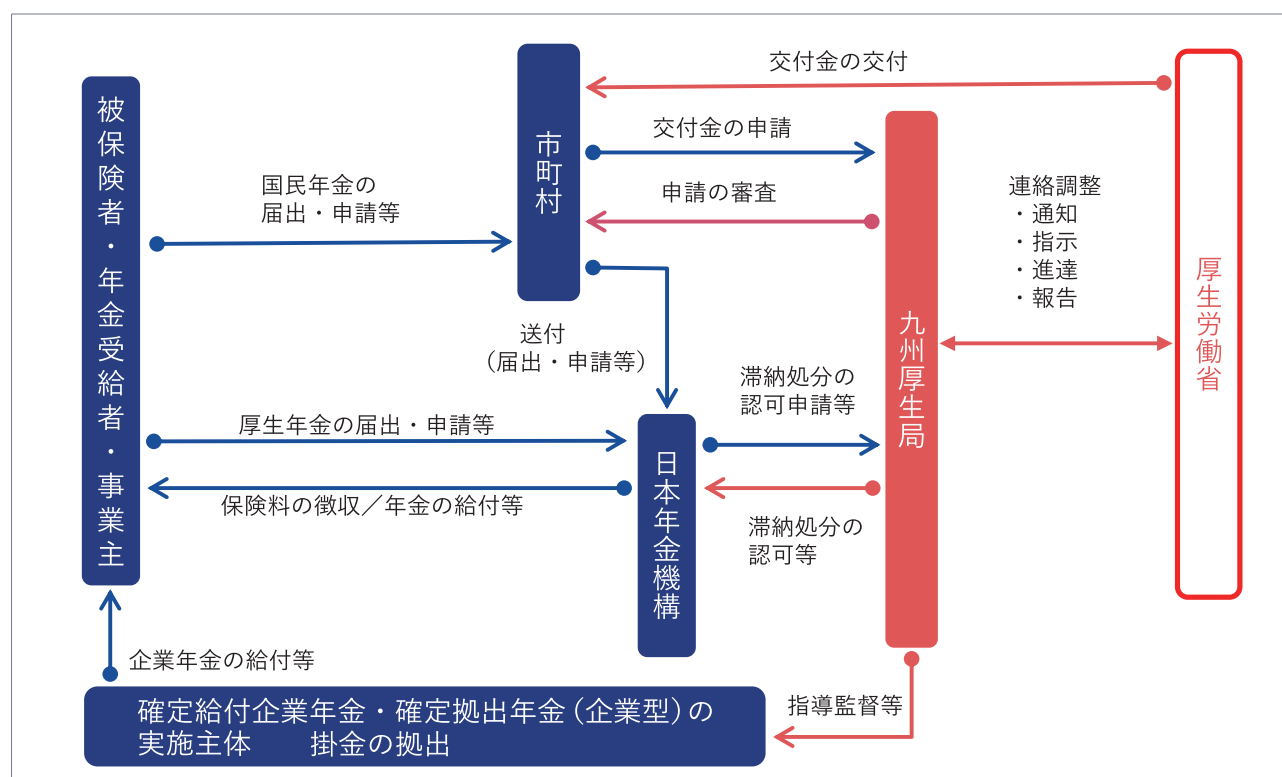
担当：年金調整課

- 市町村が申請する国民年金等事務に関する交付金の審査
- 年金委員の委嘱・解嘱
- 学生納付特例事務法人の指定・監督
- 年金事業等の実施に関する日本年金機構等との連絡調整

担当：保険年金課

- 企業が行う確定給付企業年金・確定拠出年金に関する認可・指導監督等

▼年金制度の事業運営と九州厚生局との関係



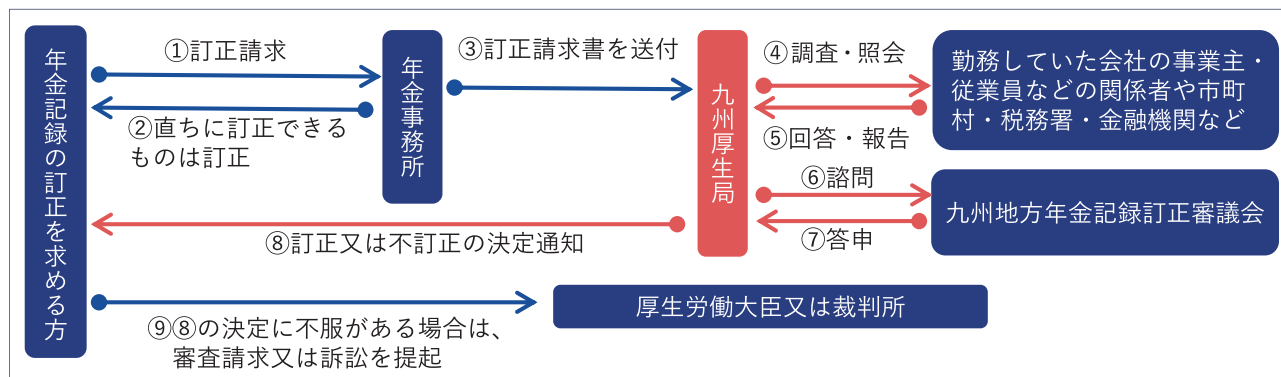
年金

年金記録の記録訂正を求める方のために

担当：年金審査課

年金記録（厚生年金保険や国民年金に加入していた期間や保険料の納付状況など）が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。
九州厚生局は、年金記録が事実と異なると思われる方からの請求を受け、関係法人や行政機関などに対する調査や資料収集等を行い、地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、年金記録の訂正・不訂正の決定を行っています。

▼ 年金記録の訂正手続きの流れ



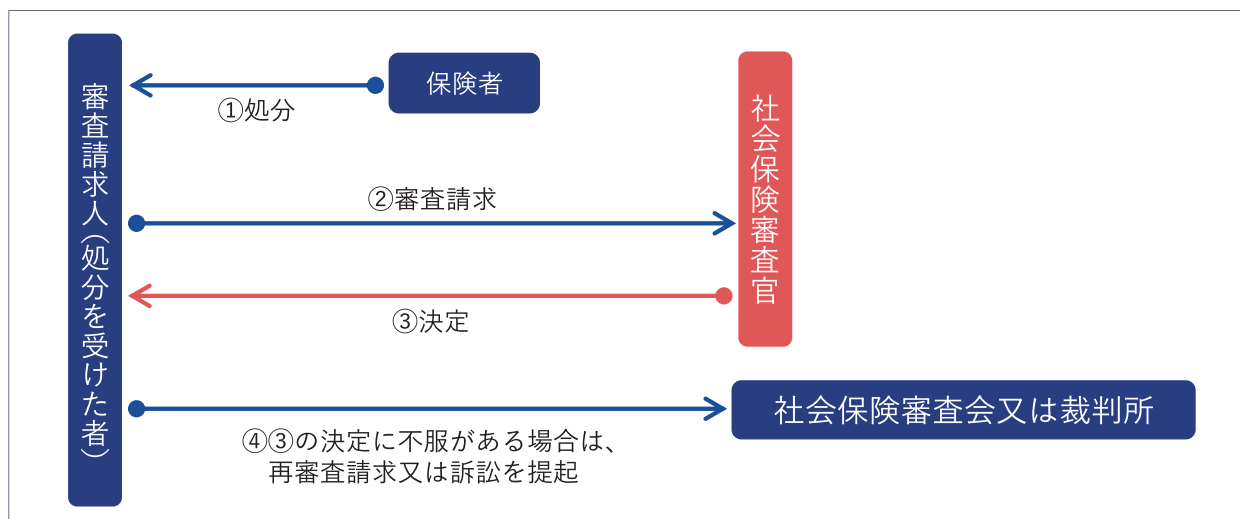
年金

被保険者等の権利・利益の救済を図るために

担当：社会保険審査官

被保険者や被保険者であった方等は、保険者（厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会など）が行った年金・保険給付などの処分決定に不服がある場合に、通常の裁判制度によらず、簡易迅速な手続きにより不服申立て（審査請求）ができます。社会保険審査官は、審査請求を受け、処分の適否の審査を行っています。

▼ 審査請求の流れ



誰もが安心して暮らせる 健康福祉サービスの基盤整備等のために

九州厚生局は、地域の皆さまが安心して暮らせるための健康福祉サービスが提供されるよう、補助金の交付等を通じて生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。
また、医療、保健衛生及び福祉分野の養成施設等の指定・監督等を通じて、各分野の良質な人材確保のため、次のような業務を行っています。

担当：健康福祉課

- 各種補助金等の交付に関する業務
 - ・保健衛生施設、社会福祉施設などを整備する補助金など
 - ・台風、地震などにより被害を受けた施設等の災害復旧費補助金
 - ・児童扶養手当等の給付に係る負担金など
- 住民の身近な相談窓口である民生委員、児童委員の委嘱・解嘱・表彰
- 感染症法に規定する三種病原体の所持又は輸入の届出等に関する業務
- 国の開設する生活保護指定医療機関の指定
- 介護・医療分野等にかかる経営力向上計画の認定
- 各種養成施設の指定・監督

介護・医療分野等にかかる経営力向上計画の認定

「経営力向上計画」とは、人材育成や財務内容の分析、ICT（情報通信技術）の利活用、生産性向上のための設備投資等の経営力を向上させるために実施する計画です。

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等は、税制や金融の支援措置等を受けることができます。

九州厚生局では、介護分野や医療分野等の厚生労働省が所管する事業（労働分野を除く）に係る経営力向上計画の認定業務を行っています。

各種養成施設の種類

あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師、管理栄養士、栄養士、社会福祉士（大学等科目の確認申請に限る）、介護福祉士（介護福祉士学校、実務者養成学校、福祉系高校に限る）

こども家庭庁の業務

令和5年4月1日、こども家庭庁が発足しました。九州厚生局では、こども家庭庁の業務が一部委任され、子ども・子育て支援に係る補助金等の交付に関する業務を行っています。

住み慣れた地域で安心して自分らしい生活をするために

九州厚生局は、市町村において効果的に地域包括ケアシステムが構築されるよう、次のような業務を行っています。

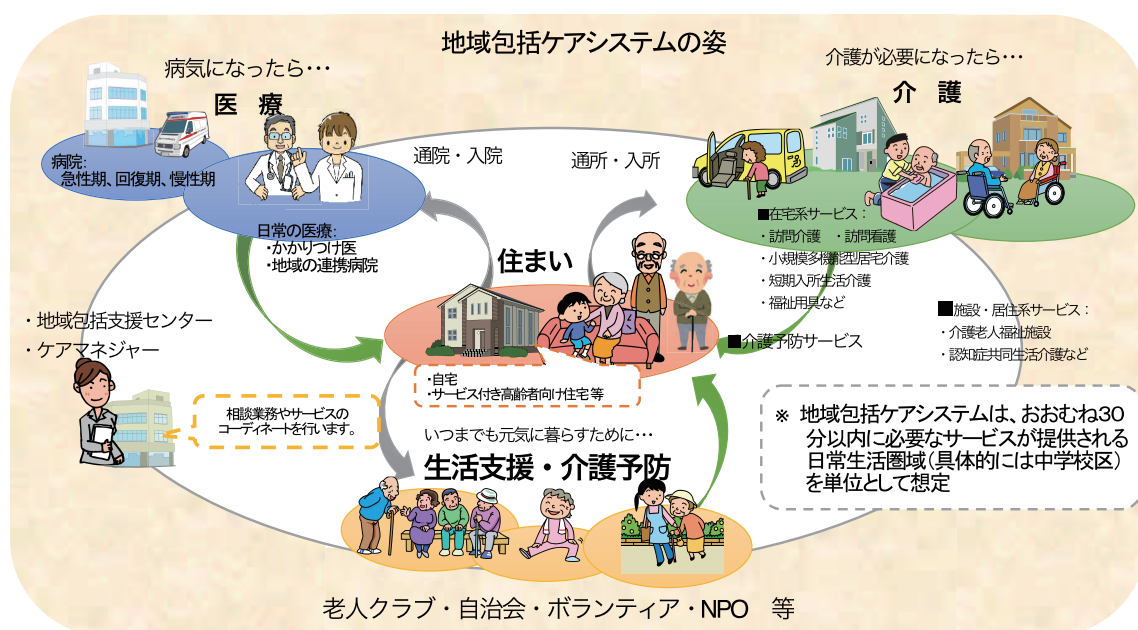
担当：地域包括ケア推進課

- 地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画及び立案並びに調整
- 地域包括ケアシステムの構築の支援及び普及啓発
- 地域医療介護総合確保基金（介護分）の実施状況の把握並びに助言及び支援
- 地域支援事業交付金の交付等に関する業務
- 後期高齢者医療財政調整交付金の交付等に関する業務

地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」をいいます。85歳以上の人口が増大する2040年に向けて、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進が求められています。

九州厚生局は、管内の県・市区町村の取り組みを支援しバックアップしています。



食の安全・安心の確保のために

九州厚生局は、食の安全と安心を確保するために、次のような業務を行っています。

担当：食品衛生課

- 対米等輸出畜産物認定施設の指導（HACCP含む）監督等
- 対EU・対米等輸出水産食品取扱施設の認定及び指導（HACCP含む）監督
- 衛生証明書（対韓国等輸出水産食品等）の発行
- 食品衛生法に基づく登録検査機関の指導監督等
- 広域的な食中毒に係る広域連携協議会（九州ブロック）の開催運営
- 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の指導

HACCP

HACCPとは食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害要因をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じれば、より安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

輸出食品の認定施設への立入検査、衛生証明書の発行等

食品を海外に輸出するためには、HACCPによる衛生管理の実施や輸出先国の要件に適合した施設で製造・加工する必要があります。

食品衛生課では「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づき、輸出先国の要件を満たした水産食品や畜産食品の取扱施設の認定、認定施設の定期的な立入検査を行っています。

また、輸出する水産食品の衛生証明書の発行を行っています。

広域食中毒にかかわる調整事務

広域的な食中毒発生防止等に関して、国及び都道府県等が適切に連携、協力することを目的に「広域連携協議会」が各地方厚生局に設置されています。

九州厚生局は、定期的に本協議会を開催するほか、複数の都道府県等にまたがる食中毒事案が発生するなど、緊急時に本協議会開催の調整事務を行い、関係者間で速やかな情報共有と必要な対策について協議を行います。

薬物汚染のない健全な社会の実現のために

九州厚生局は「薬物汚染のない健全な社会の実現」を使命として、次のような業務を行っています。

担当：麻薬取締部・沖縄麻薬取締支所

●薬物犯罪の取締り

- ・麻薬、大麻、覚醒剤、向精神薬、指定薬物等の輸出入、譲渡受、所持、使用等の取締り

●正規流通麻薬等の監視・指導

- ・医療用麻薬、覚醒剤原料、向精神薬等の輸出入、製造、流通関連の免許、許可、指定等の業務
- ・製薬企業等の麻薬取扱者、病院・診療所等の麻薬診療施設、大学等の麻薬研究施設等において、麻薬等の輸出入、製造、流通、施用等を適正に行うための監視・指導

●薬物乱用防止啓発活動

- ・学校等での薬物乱用防止教室などへの講師派遣

●再乱用防止支援事業

- ・違法薬物を乱用した経験のある方やそのご家族の方などを対象にした再乱用防止支援



室内で不正に栽培されていた大麻



大麻グミと大麻リキッド



啓発活動

麻薬取締官

麻薬取締官は、厚生労働大臣の任命・指揮監督を受け、薬物乱用防止を使命とし、刑事訴訟法に基づく司法警察員として薬物犯罪の捜査を行います。その他、医療用麻薬等の流通を指導・監督して適正使用を推進しています。

相談電話番号

麻薬取締部	☎ 092-431-0999
沖縄麻薬取締支所	☎ 098-854-0999
再乱用防止支援室(直通)	☎ 092-472-2342